

5.75, 事業主7.50 (計13.25) とする。ただし, この保険料率は70年7月1日よりそれぞれ6および8 (計14) となる。

④失業, 家族手当および職業病部門——日給572フラン (週6日制) または686フラン (週5日制) を報酬上限として, 負担すべき保険料率を, 失業につき労働者, 事業主ともに1.20 (計2.40), 家族手当につき事業主だけに10.50, 職業病につき事業主だけに0.75とする。

(2)職員 (employés) に関する保険料率 (単位はすべてパーセント) とその算定基準となる報酬上限。

①医療給付部門——月給16,725フランを報酬上限として, 負担すべき保険料率を職員2.65, 事業主3.10 (計5.75) とする。

②傷病手当金部門——月給10,400フランを報酬上限として, 負担すべき保険料率を職員1, 事業主1.50 (計2.50) とする。

③年金部門——月給16,725フランを報酬上限として, 負担すべき保険料率を職員4.50, 事業主6.50 (計11) とする。

④失業・家族手当および職業病部門——月給14,300フランを報酬上限として, 負担すべき保険料率を失業につき職員, 事業主ともに1.20 (計2.40), 家族手当につき事業主だけに10.50, 職業病につき事業主だけ0.65とする。

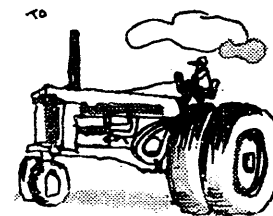
これによると, 労働者部門の場合, 社会保障の保険料負担は労働者11.05パーセント, 事業主24.50パーセントとなり, 職員部門の場合, 職員9.35パーセント, 事業主23.45パ

ーセントとなる。職員部門に比して労働者部門における労使双方の保険料負担がやや重くなっている。さらに, 労働者部門の年金保険料が上限なし賃金を基礎とすることも注目すべき点であろう。

Le Mutualist neutre; organ de l'Union nationale des fédérations mutualistes neutre, mars 1970.

(上村政彦 健保連)

アメリカ合衆国・1969年における労災補償法制の動き



アメリカ合衆国における労働者の災害補償は連邦法により統一的行なわれるのではなく, 各州においてそれぞれの州法に基づく制度を通じて実施される。したがって, それら各州の制度は, その基礎となる法律の型, 適用方法, 給付額, 保険システム, 事務手続な

どの点に著しい多様性をもっている。

この国で初めて労働者災害補償法が制定されたのは1911年で, カリフォルニア州をはじめ10州に法律が制定されている。もっとも, すでに1909年にモンタナ州, 1910年にニューヨーク州で法律が制定されているが, いずれ

もそのような立法は憲法違反であるとしてその効力が否定されている。その後1920年までには、合衆国全体の6州を除くすべての州がこの種の法律を制定し、1958年の政府統計によると約4,100万人の労働者が、なんらかの形による労災補償法制の保護を受けているとみられている。なお、この数のなかには、連邦法による補償法制の適用を受ける連邦公務員、沖仲仕・港湾労働者が含まれる。

ところで、1969年の一年間においては、47の州がそれぞれの労災補償に関する法律に改正を加え、その数が200以上に上っていると報告されている。改正の主要点としては、補償給付の最高週額を州における平均賃金週額の変化に調整させようとする「上限自動調整給付制」(flexible maximum weekly benefit)を採用する州がこの年に3州増えたことをはじめとして、そのほか給付の改善、職業病の補償面の充実などがあるが、ここでは、給付の改善、リハビリテーション、職業病の点について簡単に紹介することにしよう。

給付の改善

「上限自動調整給付制」は1959年にはじめ

てコネティカット州で採用されたが、その後ケンタッキー、メイン、ミシガン、ニュージャージーおよびヴァーモントの諸州がこれにつづき、1969年にあらたにノース・ダコタ、ロード・アイランドおよびウェスト・ヴァージニアの3州がこの制度を労災補償法制に導入することとなった。かくして、これら9州においては、補償給付額がなんらの立法上の措置をまたずに毎年自動的に調整されることとなった。

つぎに週給付最高額の引上げであるが、21の州で一時的完全労働不能に対する給付額が引上げられ、これらの諸州とメアリーランド州は永久的完全労働不能、部分的廢疾および死亡に対する給付最高額を引上げた。現在、連邦および15州の制度では、一時的完全労働不能に対して週あたり70ドルの給付を最高額として支払っているが、これは単身労働者および妻と2児をもつ既婚労働者を対象とするものである。

これらの給付水準の引上げにもかかわらず、一時的完全労働不能に対する給付はいぜんとして低水準であるといわれる。すなわち、

労災補償法制を管轄する当局の間では、金銭給付の水準は、州内においてこの制度の対象となる全被用者の週平均賃金の少なくとも三分の二に相当するものになるよう指導しているが、現在のところこの目標を達成しているのはアリゾナ、コネティカット、ハワイ、メイン、マサチューセッツおよびロード・アイランドの6州にしかすぎない。全州でみた場合、1969年では、週平均賃金に対する最高週給付水準の比率は平均51パーセントであり、最低がデラウェア州の36.7パーセント、最高がアリゾナ州の125.2パーセントとなっている。

給付水準と関連する待期期間については、これを3日以下とするもの（もしくは災害の初日にさかのぼって支払いが行なわれるのは労働不能が2週間以上引きつづくことを要とするもの）は、1969年前においてはコネティカットをはじめ8州であったが、69年にミネソタ州がこれに加わり、待期期間を1週間から3日に短縮し、第1日目から支払われる場合を労働不能3週間以上から10日以上へと短縮している。

リハビリテーション

1969年において、ネブラスカ、ニュー・ハ

ムプシャーおよびニュー・メキシコの3州は、リハビリテーション・サービスを、訓練それ自身を越えたものとして行なう傾向を推し進めている。例えばネブラスカ労災補償機関は、26週のリハビリテーション・サービス（さらに26週間追加されることができる）では、リハビリテーションが自宅を離れて行なわれる必要があるとき生活費の支払いと一時的労務不能手当、および医療監督サービスなどを行っている。ニュー・ハンプシャー州では、1年間に及ぶリハビリテーション・サービスを行なっているが、これは労働コミッショナーの特別命令で延長が認められ、リハビリテーションの期間中に要するそれ相当の生活費と経費とを雇い主が負担しなければならないものとされている。ニュー・メキシコ州では、リハビリテーションのほかその期間中の食費、宿泊費、旅費その他の費用および家族の生活費として1,000ドルまで支払われている。

ノース・ダコタとユタの両州でもこの点についての改善がみられる。ノース・ダコタ州では72週間の最長期間の制約がはずされ、訓練を受ける期間その者の家族に手当が支払わ

れる。ユタ州では、永久的かつ完全労働不能となった者のリハビリテーションのために支払われる最高給付額が830ドルから890ドルへ引上げられ、かつ使用者責任制の下で行なわれるサービスの期間が切れた後に、州の特別基金から支給される週給付の最高額が44ドルから47ドルへ引上げられた。

職業病

産炭地として有名なウェスト・ヴァージニア州では労災補償制度を職業性肺塵症へ拡げた。このなかにはとくに重要な「黒肺病」(black lung disease)が含まれているが、この立法措置の採択に当っては州の鉱夫たちの3週間にわたるストライキと州議会へのデモが行なわれている。その他の数州（メキシコ、オハイオおよびテネシーの諸州）においても、職業性肺塵症を労働災害補償制度の対象とする立法措置の採択にこのような鉱夫の影響力がみられる。

他方、1967年までウィオミング州は職業病を労災補償制度のなかにとり入れていなかった1つの州であったため、労働者によっては法廷闘争を通じて補償を勝ち取ってきた。

しかしながら1967年に州労災補償法が改正され、イオン化放射能照射が補償の対象とされた。1969年にはまったく別の法律が制定され、46種の疾病が補償の対象とされ、労災補償法に定められたものと同じの補償が行なわれることとなった。

そのほか多くの州がそれぞれの職業病に関する労災補償法制に改正を加えているが、なかでも完全な形で職業病の保護をおこなっているサウス・カロライナ州では、イオン化放射能照射によるすべての障害または死亡に対する補償を行なう特別法が制定された。なおこの特別法は、この種の災害を受けた者、または、医学的にそのようなものと断定された者で、しかも、その職能の点で、放射能障害を伴わないような職場への配転ができない者について、医療上および職業上のリハビリテーション・サービスが備えられなければならないものとしている。

How workmen's compensation laws changed during 1969, *Monthly Labor Review*, January 1970, pp. 57~61.

(上村政彦 健保連)